

# 石川県公報

平成26年2月26日（水曜日）

号 外

（第 12 号）

## 目 次

公 告  
○予算の要領の公表

（財 政 課） 1

## 公 告

### 予 算 の 要 領 の 公 表

平成26年第1回石川県議会定例会において議決された予算の要領は、次のとおりである。

平成26年2月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 平成25年度石川県一般会計補正予算（第3号）

平成25年度の石川県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,134,424千円を追加し、歳入歳出それぞれ541,929,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び金 負 担 金		千円 3,076,712	千円 473,922	千円 3,550,634
	1 分 担 金	159,575	30,850	190,425
	2 負 担 金	2,917,137	443,072	3,360,209
9 国庫支出金		56,475,371	9,601,606	66,076,977
	1 国庫負担金	27,491,630	1,426,000	28,917,630
	2 国庫補助金	27,375,142	8,175,606	35,550,748
12 繰入金		23,582,387	1,005,620	24,588,007
	2 基金繰入金	23,368,369	1,005,620	24,373,989
14 諸収入		43,615,811	△ 71,724	43,544,087
	6 雑 入	4,114,545	△ 71,724	4,042,821
15 県 債		105,219,000	7,125,000	112,344,000
	1 県 債	105,219,000	7,125,000	112,344,000
歳 入 合 計		523,795,171	18,134,424	541,929,595

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		51,104,655	2,000,000	53,104,655
	5 防災救助費	2,225,135	2,000,000	4,225,135
4 健康福祉費		80,999,161	612,130	81,611,291
	3 障害福祉費	9,508,924	612,130	10,121,054
6 商工労働費		29,194,347	14,700	29,209,047
	1 商工費	25,438,494	14,700	25,453,194
8 農林水産業費		25,697,808	3,732,866	29,430,674
	1 農業費	5,824,605	31,352	5,855,957
	3 農地費	7,208,098	1,187,184	8,395,282
	4 林業費	8,921,311	2,040,330	10,961,641
	5 水産業費	2,248,837	474,000	2,722,837
9 土木費		76,499,905	11,774,728	88,274,633
	2 道路橋りょう費	34,487,610	7,271,000	41,758,610
	3 河川海岸費	11,771,322	2,955,888	14,727,210
	4 港湾費	3,221,312	705,840	3,927,152
	5 都市計画費	9,106,845	842,000	9,948,845
歳出合計		523,795,171	18,134,424	541,929,595

第2表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業費	969,000		普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式でついで、率のついて、率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式でついで、率のついて、率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	普通貸借又は証券発行	1,174,000		普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式でついで、率のついて、率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政の短期間及び償還期限を繰上償還又は借換えをすることとする。
農地防災事業費	256,000							389,000				
造林費	35,000							336,000				
林道費	197,000							244,000				
治山費	607,000							746,000				
水産業振興費	55,000							152,000				
漁港建設費	325,000							446,000				
道路建設費	5,643,000							8,701,000				
国直轄道路事業費負担金	4,199,000							4,799,000				
河川改良費	2,126,000							2,828,000				
国直轄河川事業費負担金	843,000							974,000				
河川総合開発事業費	64,000							84,000				
砂防地すべり対策費	1,330,000							1,818,000				

国直轄砂防事業費負担金	436,000				528,000	
海岸保全費	188,000				319,000	
国直轄海岸事業費負担金	218,000				406,000	
港湾改良費	299,000				530,000	
国直轄港湾事業費負担金	775,000				911,000	
街路事業費	801,000				874,000	
公園整備費	1,107,000				1,339,000	
計	105,219,000				112,344,000	

## 平成26年度石川県一般会計予算

平成26年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468,878,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は45,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 120,800,000
	1 県 民 税	46,471,300
	2 事 業 税	23,056,000
	3 地 方 消 費 税	16,980,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,890,000
	5 県 た ば こ 税	1,327,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	537,000
	7 自 動 車 取 得 税	957,000
	8 軽 油 引 取 税	10,246,000
	9 自 動 車 税	17,553,000
	10 鉦 区 税	700
	11 狩 猟 税	12,000
12 核 燃 料 税	770,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		26,500,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	26,500,000
3 地 方 譲 与 税		20,350,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	18,150,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,065,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	130,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	5,000

4 地 方 特 例 交 付 金		400,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	400,000
5 地 方 交 付 税		125,900,000
	1 地 方 交 付 税	125,900,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		340,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	340,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,094,046
	1 分 担 金	144,227
	2 負 担 金	1,949,819
8 使 用 料 及 び 手 数 料		6,102,777
	1 使 用 料	4,183,835
	2 手 数 料	1,918,942
9 国 庫 支 出 金		45,632,760
	1 国 庫 負 担 金	25,510,335
	2 国 庫 補 助 金	18,928,713
	3 国 庫 委 託 金	1,193,712
10 財 産 収 入		798,932
	1 財 産 運 用 収 入	416,681
	2 財 産 売 払 収 入	382,251
11 寄 附 金		7,600
	1 寄 附 金	7,600
12 繰 入 金		14,847,278
	1 特 別 会 計 繰 入 金	214,998



	2 基 金 繰 入 金	14,632,280
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		40,198,606
	1 延滞金、加算金及び過料等	269,527
	2 県 預 金 利 子	4,600
	3 貸 付 金 元 利 収 入	28,449,529
	4 受 託 事 業 収 入	4,026,708
	5 収 益 事 業 収 入	3,800,000
	6 雑 入	3,648,242
15 県 債		64,906,000
	1 県 債	64,906,000
歳 入 合 計		468,878,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,170,527
	1 議 会 費	1,170,527
2 総 務 費		52,565,434
	1 総 務 管 理 費	9,963,678
	2 徴 税 費	36,321,202
	3 市 町 村 振 興 費	1,805,436
	4 選 挙 費	13,469
	5 防 災 救 助 費	4,189,790

	6 人 事 委 員 会 費	88,851
	7 監 査 委 員 費	183,008
<b>3 企 画 県 民 文 化 費</b>		<b>21,160,773</b>
	1 企 画 振 興 費	16,234,015
	2 県 民 文 化 費	4,926,758
<b>4 健 康 福 祉 費</b>		<b>73,850,007</b>
	1 高 齢 者 福 祉 費	30,120,487
	2 子 育 て 福 祉 費	9,479,516
	3 障 害 福 祉 費	9,438,228
	4 地 域 福 祉 費	14,762,625
	5 健 康 推 進 費	4,903,558
	6 生 活 衛 生 費	199,288
	7 医 薬 看 護 費	4,946,305
<b>5 環 境 費</b>		<b>3,654,178</b>
	1 環 境 費	3,654,178
<b>6 商 工 労 働 費</b>		<b>26,709,808</b>
	1 商 工 費	24,321,591
	2 労 働 費	2,303,857
	3 労 働 委 員 会 費	84,360
<b>7 観 光 費</b>		<b>2,566,808</b>
	1 観 光 戦 略 推 進 費	2,566,808
<b>8 農 林 水 産 業 費</b>		<b>19,499,211</b>
	1 農 業 費	5,157,207

	2 畜 産 業 費	878,540
	3 農 地 費	5,382,106
	4 林 業 費	6,475,561
	5 水 産 業 費	1,605,797
<b>9 土 木 費</b>		<b>40,771,525</b>
	1 土 木 管 理 費	502,205
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,420,720
	3 河 川 海 岸 費	6,657,412
	4 港 湾 費	2,169,031
	5 都 市 計 画 費	5,919,523
	6 建 築 住 宅 費	4,102,634
<b>10 警 察 費</b>		<b>24,256,293</b>
	1 警 察 管 理 費	22,944,033
	2 警 察 活 動 費	1,312,260
<b>11 教 育 費</b>		<b>103,341,810</b>
	1 教 育 総 務 費	10,586,664
	2 小 中 学 校 費	58,020,677
	3 高 等 学 校 費	25,020,045
	4 特 別 支 援 学 校 費	7,575,123
	5 社 会 教 育 費	1,251,839
	6 保 健 体 育 費	887,462
<b>12 災 害 復 旧 費</b>		<b>4,012,070</b>
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,387,230

	2 土木施設災害復旧費	2,624,840
13 公 債 費		95,119,556
	1 公 債 費	95,119,556
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		468,878,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
石川県産業創出支援機構が行ういしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資金の損失補償	自 平成26年度 至 平成45年度	千円 59,000千円及び延納利息相当額
工業用地造成費	平成27年度	330,000
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成26年度 至 平成38年度	2,970,000
経営安定対策融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成26年度 至 平成38年度	720,000
ニッチトップ企業等育成融資保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成26年度 至 平成43年度	69,000
離職者等高度人材養成推進事業費	平成27年度	99,000
デュアルシステム実施事業費	平成27年度	14,000
石川県農業開発公社に係る融資金の損失補償	自 平成26年度 至 平成37年度	881,000千円及び延納利息相当額
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 平成26年度 至 平成82年度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける148,000千円の元利金(遅延損害金を含む)及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
平成26年度道路建設費	平成27年度	370,000
平成26年度道路整備費	平成27年度	500,000
平成26年度河川改良費	平成27年度	345,000
羽咋警察署庁舎建設費	平成27年度	675,000

運 転 免 許 証 作 成 費	自 至 平成 27 年 度 平成 31 年 度	464,000
平 成 26 年 度 高 等 学 校 整 備 費	平 成 27 年 度	284,000

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 害 防 止 費	13,000 <sup>千円</sup>	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
農 業 農 村 整 備 事 業 費	589,000			
農 地 防 災 事 業 費	132,000			
国直轄土地改良事業費負担金	116,000			
造 林 費	4,000			
林 道 費	128,000			
治 山 費	302,000			
国直轄治山事業費負担金	60,000			
水 産 業 振 興 費	26,000			
漁 港 建 設 費	150,000			
道 路 建 設 費	3,660,000			
国直轄道路事業費負担金	2,757,000			
河 川 改 良 費	992,000			
国直轄河川事業費負担金	247,000			
河 川 総 合 開 発 事 業 費	90,000			
砂 防 地 す べ り 対 策 費	841,000			
国直轄砂防事業費負担金	293,000			
海 岸 保 全 費	162,000			

海 岸 保 全 費	162,000
国直轄海岸事業費負担金	187,000
港 湾 改 良 費	187,000
国直轄港湾事業費負担金	438,000
街 路 事 業 費	529,000
公 園 整 備 費	346,000
公 営 住 宅 建 設 費	185,000
警 察 本 部 費	200,000
警 察 施 設 費	164,000
交 通 指 導 取 締 費	70,000
小 学 校 教 職 員 費	1,500,000
中 学 校 教 職 員 費	300,000
高 等 学 校 整 備 費	36,000
特 別 支 援 学 校 整 備 費	18,000
耕 地 災 害 復 旧 事 業 費	10,000
林 地 荒 廢 防 止 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	57,000
国直轄災害復旧費負担金	32,000
林 道 災 害 復 旧 事 業 費	27,000
漁 港 災 害 復 旧 事 業 費	26,000
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	753,000
港 湾 災 害 復 旧 費	95,000
県 単 土 木 災 害 復 旧 費	40,000
国直轄空港事業費負担金	117,000

交 通 対 策 費	10,980,000			
歴 史 博 物 館 費	47,000			
臨 時 財 政 対 策 費	38,000,000			
計	64,906,000			

## 平成26年度石川県証紙特別会計予算

平成26年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,228,026千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 平成26年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 4,228,025
	1 証 紙 収 入	4,228,025
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		4,228,026

## 歳 出

款	項	金 額
1 証 紙 管 理 費		4,228,026 <sup>千円</sup>
	1 証 紙 管 理 費	4,228,026
歳 出 合 計		4,228,026

## 平成26年度石川県土地取得特別会計予算

平成26年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,511千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

## 第1表 平成26年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,510 <sup>千円</sup>
	1 財 産 運 用 収 入	2,510
2 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,511



## 歳 出

款	項	金 額
1 土 地 取 得 費		2,511
	1 土 地 取 得 費	2,511
歳 出 合 計		2,511

## 平成26年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度の石川県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,260千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

## 第1表 平成26年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		38
	1 繰 入 金	38
2 貸 付 金 元 利 収 入		83,530
	1 貸 付 金 元 利 収 入	83,530
3 繰 越 金		47,837
	1 繰 越 金	47,837
4 諸 収 入		8,855
	1 雑 入	8,855

歳 入 合 計		140,260
歳 出		
款	項	金 額
1 健 康 福 祉 費		140,260 <sup>千円</sup>
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費	140,260
歳 出 合 計		140,260

## 平成26年度石川県流域下水道特別会計予算

平成26年度の石川県流域下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,879,021千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### 第1表 平成26年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,617,638 <sup>千円</sup>
	1 負 担 金	1,617,638
2 国 庫 支 出 金		539,000

	1 国 庫 補 助 金	539,000
3 繰 入 金		405,473
	1 繰 入 金	405,473
4 諸 収 入		122,910
	1 雑 入	122,910
5 県 債		194,000
	1 県 債	194,000
歳 入 合 計		2,879,021

## 歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		2,879,021
	1 建設費	889,575
	2 管理費	1,215,603
	3 公債費	773,843
歳 出 合 計		2,879,021

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成26年度加賀沿岸流域下水道(梯川処理区)事業費	平成27年度	30,000
平成26年度犀川左岸流域下水道事業費	平成27年度	380,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	194,000 <small>千円</small>	普通貸借又は は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は借 換えすることができる。
計	194,000			

平成26年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成26年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,546,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 平成26年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		540 <small>千円</small>
	1 繰 入 金	540
2 貸 付 金 元 利 収 入		830,151
	1 貸 付 金 元 利 収 入	830,151
3 繰 越 金		1,709,119

	1 繰越金	1,709,119
4 諸 収 入		6,274
	1 雑入	6,274
歳 入 合 計		2,546,084

## 歳 出

款	項	金 額
1 商 工 労 働 費		2,546,084
	1 中小企業近代化促進費	2,546,084
歳 出 合 計		2,546,084

## 平成26年度石川県就農支援資金特別会計予算

平成26年度の石川県就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 平成26年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 4,289
	1 繰 入 金	4,289
2 貸付金元利収入		24,204
	1 貸付金元利収入	24,204
3 繰越金		15,782
	1 繰越金	15,782
4 県 債		8,229
	1 県 債	8,229
歳 入 合 計		52,504

## 歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 52,504
	1 就農支援資金費	52,504
歳 出 合 計		52,504

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 8,229	普通貸借	無利子	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) の規定による。
計	8,229			

## 平成26年度石川県林業改善資金特別会計予算

平成26年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,517千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 平成26年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,515
	1 繰 入 金	1,515
2 貸 付 金 元 利 収 入		15,681
	1 貸 付 金 元 利 収 入	15,681
3 繰 越 金		59,318
	1 繰 越 金	59,318
4 諸 収 入		3
	1 雑 入	3
歳 入 合 計		76,517

## 歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		76,515
	1 林 業 改 善 資 金 費	76,515
2 予 備 費		2

	1 予 備 費	2
歳 出	合 計	76,517

## 平成26年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成26年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,130千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 平成26年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,129
	1 繰 入 金	1,129
2 貸 付 金 元 利 収 入		32,900
	1 貸 付 金 元 利 収 入	32,900
3 繰 越 金		47,100
	1 繰 越 金	47,100
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	81,130



## 歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		81,129
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	81,129
2 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		81,130

## 平成26年度石川県公営競馬特別会計予算

平成26年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,835,487千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

## 第1表 平成26年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 収 益 事 業 収 入		9,008,958
	1 収 益 事 業 収 入	9,008,958
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,394
	1 手 数 料	4,394
3 財 産 収 入		84,593
	1 財 産 運 用 収 入	84,589

	2 財 産 売 払 収 入	4
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		737,541
	1 雑 入	737,541
歳 入 合 計		9,835,487

## 歳 出

款	項	金 額
1 公 営 競 馬 費		9,835,487 <sup>千円</sup>
	1 公 営 競 馬 費	9,835,487
歳 出 合 計		9,835,487

## 平成26年度石川県港湾整備特別会計予算

平成26年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,391,311千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 平成26年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 282,652
	1 使用料	282,652
2 繰入金		198,757
	1 繰入金	198,757
3 諸収入		52,902
	1 雑収入	52,902
4 県債		857,000
	1 県債	857,000
歳 入 合 計		1,391,311

## 歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		千円 1,391,311
	1 管理費	106,636
	2 整備費	655,000
	3 公債費	629,675
歳 出 合 計		1,391,311

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	857,000 <small>千円</small>	普通貸借又は は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は借 換えすることができる。
計	857,000			

平成26年度石川県育英資金特別会計予算

平成26年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ374,126千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

第1表 平成26年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,234 <small>千円</small>
	1 財 産 運 用 収 入	1,234
2 繰 入 金		19,947
	1 繰 入 金	19,947
3 貸 付 金 元 利 収 入		306,763

	1 貸付金元利収入	306,763
4 繰越金		1,758
	1 繰越金	1,758
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		41,924
	1 雑収入	41,924
歳入合計		374,126

## 歳出

款	項	金額
1 教育費		374,126 <sup>千円</sup>
	1 育英資金費	374,126
歳出合計		374,126

## 平成26年度石川県公債管理特別会計予算

平成26年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,363,765千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成26年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 平成26年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 94,857,765
	1 繰 入 金	94,857,765
2 県 債		112,506,000
	1 県 債	112,506,000
歳 入 合 計		207,363,765

## 歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 207,363,765
	1 公 債 費	207,363,765
歳 出 合 計		207,363,765

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 債 費	千円 112,506,000	普通貸借又 は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は借 換えすることができる。
計	112,506,000			

## 平成26年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床 662床

(2) 年間延患者数

入院患者 189,193人 外来患者 241,804人

(3) 1日平均患者数

入院患者 518人 外来患者 991人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費 693,000千円

設備整備費 30,000千円

埋蔵文化財調査等費 93,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 18,730,323千円

第1項 医業収益 17,150,281千円

第2項 医業外収益 1,580,022千円

第3項 特別利益 20千円

支 出

第1款 病院事業費用 18,093,711千円

第1項 医業費用 17,888,743千円

第2項 医業外費用 204,948千円

第3項 特別損失 20千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額721,682千円は、過年度分損益勘定留保資金719,326千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,356千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,259,353千円
第1項 企 業 債	794,000千円
第2項 他 会 計 負 担 金	465,343千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,981,035千円
第1項 病 院 建 設 改 良 費	816,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,165,035千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
資 産 購 入 費	671,000 <small>千円</small>	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他 の場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。
施 設 整 備 費	123,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契  
約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ  
以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 9,135,290千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、286,349千円であ  
る。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,838,937千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	S P E C T - C T	一 式



## 平成26年度石川県立高松病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度の石川県立高松病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床 400床

(2) 年間延患者数

入院患者 127,855人 外来患者 30,175人

(3) 1日平均患者数

入院患者 350人 外来患者 124人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,432,419千円
第1項 医業収益	2,398,514千円
第2項 医業外収益	1,033,895千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 病院事業費用	3,223,285千円
第1項 医業費用	3,149,173千円
第2項 医業外費用	74,102千円
第3項 特別損失	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額102,084千円は、過年度分損益勘定留保資金102,061千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	138,844千円
第1項 企業債	16,000千円
第2項 他会計負担金	122,834千円

第3項 固定資産売却代金 10千円

支 出

第1款 資本的支出 240,928千円

第1項 病院建設改良費 16,349千円

第2項 企業債償還金 224,579千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	12,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
施設整備費	4,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 2,320,977千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87,645千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、398,973千円と定める。

## 平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算

## (総則)

第1条 平成26年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860 <sup>m</sup>
(2) 年間有収水量	62,671,230 <sup>m</sup>
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	925,065千円
送水施設建設改良 事業費	2,520,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円)

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 水道用水供給事業収益	7,412,577千円
第1項 営業収益	6,740,913千円
第2項 営業外収益	533,903千円
第3項 特別利益	137,761千円

## 支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,855,259千円
第1項 営業費用	5,469,508千円
第2項 営業外費用	353,002千円
第3項 特別損失	32,749千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,234,159千円は、過年度分損益勘定留保資金2,915,117千円、当年度分損益勘定留保資金1,943,349千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額375,693千円で補てんするものとする)。

## 収 入

第1款 資本的収入	2,794,417千円
第1項 企業債	2,668,000千円

第2項 他会計出資金 60,417千円

第3項 他会計借入金 66,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 8,028,576千円

第1項 建設改良費 2,945,065千円

第2項 企業債償還金 3,057,511千円

第3項 他会計借入金償還金 2,026,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送水施設建設改良事業費	平成27年度	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
固定資産改良費	千円 648,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
送水施設建設改良事業費	2,020,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 563,615千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,114千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、115,881千円と定める。

## 平成26年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大浜用地	13,260m <sup>2</sup>
粟崎地区工業用地	1,678m <sup>2</sup>
大田工業用地	730m <sup>2</sup>

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	15,049m <sup>2</sup>
大田工業用地	3,300m <sup>2</sup>
湊町都市再開発用地	2,986m <sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾土地造成事業収益	204,227千円
第1項 営業収益	192,300千円
第2項 営業外収益	11,927千円

支 出

第1款 港湾土地造成事業費用	360,165千円
第1項 営業費用	192,503千円
第2項 営業外費用	10千円
第3項 特別損失	167,652千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

## 平成25年度石川県一般会計補正予算(第4号)

平成25年度の石川県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,756,828千円を追加し、歳入歳出それぞれ528,551,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の変更及び追加は、「第4表 繰越明許費補正」による。

第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		117,200,000 <sup>千円</sup>	4,378,000 <sup>千円</sup>	121,578,000 <sup>千円</sup>
	1 県 民 税	44,650,100	2,318,000	46,968,100
	2 事 業 税	21,317,000	1,850,000	23,167,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,379,000	310,000	2,689,000
	9 自 動 車 税	17,832,000	△ 100,000	17,732,000
2 地 方 消 費 税 金		22,500,000	532,035	23,032,035
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	22,500,000	532,035	23,032,035
3 地 方 譲 与 税		17,200,000	3,000,000	20,200,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	14,900,000	3,000,000	17,900,000
4 地 方 特 例 交 付 金		400,000	50,049	450,049
	1 地 方 特 例 交 付 金	400,000	50,049	450,049
5 地 方 交 付 税		128,000,000	3,238,757	131,238,757
	1 地 方 交 付 税	128,000,000	3,238,757	131,238,757
7 分 担 金 及 び 金		3,076,712	△ 242,281	2,834,431
	1 分 担 金	159,575	△ 25,406	134,169
	2 負 担 金	2,917,137	△ 216,875	2,700,262
8 使 用 料 及 び 料		5,060,007	△ 25,987	5,034,020
	1 使 用 料	3,257,630	△ 10,852	3,246,778
	2 手 数 料	1,802,377	△ 15,135	1,787,242
9 国 庫 支 出 金		56,475,371	△ 297,886	56,177,485

	1 国庫負担金	27,491,630	△	1,542,218	25,949,412
	2 国庫補助金	27,375,142		1,473,676	28,848,818
	3 国庫委託金	1,608,599	△	229,344	1,379,255
<b>10 財産収入</b>		<b>688,787</b>		<b>4,789,795</b>	<b>5,478,582</b>
	1 財産運用収入	484,043	△	45,182	438,861
	2 財産売却収入	204,744		4,834,977	5,039,721
<b>11 寄附金</b>		<b>15,397</b>		<b>24,235</b>	<b>39,632</b>
	1 寄附金	15,397		24,235	39,632
<b>12 繰入金</b>		<b>23,582,387</b>	△	<b>399,497</b>	<b>23,182,890</b>
	1 特別会計繰入金	214,018	△	8,106	205,912
	2 基金繰入金	23,368,369	△	391,391	22,976,978
<b>14 諸収入</b>		<b>43,615,811</b>	△	<b>1,893,392</b>	<b>41,722,419</b>
	1 延滞金、加算金等 及び過料	282,760	△	15,328	267,432
	2 県預金利子	4,650	△	900	3,750
	3 貸付金元利収入	29,342,073	△	5,528,814	23,813,259
	4 受託事業収入	6,071,783	△	193,476	5,878,307
	6 雑入	4,114,545		3,845,126	7,959,671
<b>15 県債</b>		<b>105,219,000</b>	△	<b>8,397,000</b>	<b>96,822,000</b>
	1 県債	105,219,000	△	8,397,000	96,822,000
<b>歳入合計</b>		<b>523,795,171</b>		<b>4,756,828</b>	<b>528,551,999</b>



## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,146,403	△ 17,696	1,128,707
	1 議 会 費	1,146,403	△ 17,696	1,128,707
2 総 務 費		51,104,655	7,872,741	58,977,396
	1 総 務 管 理 費	10,817,052	6,845,616	17,662,668
	2 徴 税 費	33,833,625	1,252,289	35,085,914
	3 市 町 村 振 興 費	2,844,523	△ 51,473	2,793,050
	4 選 挙 費	1,118,498	△ 85,723	1,032,775
	5 防 災 救 助 費	2,225,135	△ 87,560	2,137,575
	6 人 事 委 員 会 費	87,462	508	87,970
	7 監 査 委 員 費	178,360	△ 916	177,444
3 企 画 県 民 費 文 化 費		17,096,140	△ 6,297,829	10,798,311
	1 企 画 振 興 費	13,177,485	△ 6,298,665	6,878,820
	2 県 民 文 化 費	3,918,655	836	3,919,491
4 健 康 福 祉 費		80,999,161	6,782,177	87,781,338
	1 高 齢 者 福 祉 費	31,770,402	△ 784,042	30,986,360
	2 子 育 て 福 祉 費	11,024,742	259,859	11,284,601
	3 障 害 福 祉 費	9,508,924	△ 20,802	9,488,122
	4 地 域 福 祉 費	14,560,581	△ 604,639	13,955,942
	5 健 康 推 進 費	4,641,244	224,038	4,865,282
	6 生 活 衛 生 費	200,935	△ 529	200,406
	7 医 薬 看 護 費	9,292,333	7,708,292	17,000,625

<b>5 環 境 費</b>		<b>3,753,823</b>	<b>△</b>	<b>11,829</b>	<b>3,741,994</b>
	1 環 境 費	3,753,823	△	11,829	3,741,994
<b>6 商 工 労 働 費</b>		<b>29,194,347</b>	<b>△</b>	<b>1,514,319</b>	<b>27,680,028</b>
	1 商 工 費	25,438,494	△	2,078,063	23,360,431
	2 労 働 費	3,673,003		565,194	4,238,197
	3 労 働 委 員 会 費	82,850	△	1,450	81,400
<b>7 観 光 費</b>		<b>12,401,146</b>	<b>△</b>	<b>9,538</b>	<b>12,391,608</b>
	1 観 光 戦 略 推 進 費	12,401,146	△	9,538	12,391,608
<b>8 農 林 水 産 業 費</b>		<b>25,697,808</b>		<b>3,454,473</b>	<b>29,152,281</b>
	1 農 業 費	5,824,605		1,610,896	7,435,501
	2 畜 産 業 費	1,494,957	△	548,093	946,864
	3 農 地 費	7,208,098	△	177,998	7,030,100
	4 林 業 費	8,921,311		2,590,359	11,511,670
	5 水 産 業 費	2,248,837	△	20,691	2,228,146
<b>9 土 木 費</b>		<b>76,499,905</b>	<b>△</b>	<b>2,334</b>	<b>76,497,571</b>
	1 土 木 管 理 費	14,498,731	△	157,457	14,341,274
	2 道 路 橋 り よ う 費	34,487,610		406,560	34,894,170
	3 河 川 海 岸 費	11,771,322	△	14,450	11,756,872
	4 港 湾 費	3,221,312		23,607	3,244,919
	5 都 市 計 画 費	9,106,845	△	213,334	8,893,511
	6 建 築 住 宅 費	3,414,085	△	47,260	3,366,825
<b>10 警 察 費</b>		<b>24,023,220</b>	<b>△</b>	<b>38,511</b>	<b>23,984,709</b>
	1 警 察 管 理 費	22,257,782	△	13,083	22,244,699

	2 警 察 活 動 費	1,765,438	△ 25,428	1,740,010
<b>11 教 育 費</b>		<b>100,578,247</b>	<b>297,080</b>	<b>100,875,327</b>
	1 教 育 総 務 費	9,586,263	101,995	9,688,258
	2 小 中 学 校 費	56,542,783	143,407	56,686,190
	3 高 等 学 校 費	24,595,217	89,842	24,685,059
	4 特 別 支 援 学 校 費	7,332,581	72,264	7,404,845
	5 社 会 教 育 費	1,300,140	△ 84,174	1,215,966
	6 保 健 体 育 費	1,221,263	△ 26,254	1,195,009
<b>12 災 害 復 旧 費</b>		<b>5,588,264</b>	<b>△ 3,822,994</b>	<b>1,765,270</b>
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	2,734,666	△ 1,694,515	1,040,151
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,853,598	△ 2,130,842	722,756
	3 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	—	2,363	2,363
<b>13 公 債 費</b>		<b>95,512,052</b>	<b>△ 1,934,593</b>	<b>93,577,459</b>
	1 公 債 費	95,512,052	△ 1,934,593	93,577,459
<b>歳 出 合 計</b>		<b>523,795,171</b>	<b>4,756,828</b>	<b>528,551,999</b>

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
航空消防防災体制運営費		千円	平成 26 年度	千円 13,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
要介護高齢者対策費	675,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件により、ただし、県財政その他の都合により、償還期限を繰上償還又は若し換	540,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件により、ただし、県財政その他の都合により、償還期限を繰上償還又は若し換
自然環境費	128,000			71,000		
中小企業振興費	69,000			68,000		
観光振興費	4,076,000			4,069,000		
農業振興費	58,000			53,000		
農業農村整備事業費	969,000			952,000		
農地防災事業費	256,000			253,000		
国直轄土地改良事業費 負担	19,000			24,000		
造林費	35,000					
林道費	197,000			192,000		
治山費	607,000			595,000		
国直轄治山事業費負担金	45,000			43,000		
漁港建設費	325,000			317,000		

道路建設費	5,643,000	5,676,000
道路整備費	5,405,000	5,399,000
国直轄道路事業費負担金	4,199,000	3,839,000
河川改良費	2,126,000	2,128,000
砂防地すべり対策費	1,330,000	1,329,000
国直轄砂防事業費負担金	436,000	435,000
港湾管理費	481,000	479,000
港湾改良費	299,000	293,000
国直轄港湾事業費負担金	775,000	807,000
街路事業費	801,000	799,000
公園整備費	1,107,000	1,095,000
公営住宅建設費	34,000	22,000
警察施設費	109,000	104,000
交通指導取締費	679,000	663,000
全日制高等学校管理費	61,000	

定時制高等学校管理費	3,000	
高等学校整備費	2,509,000	2,380,000
特別支援学校管理費	5,000	
体育施設費	223,000	221,000
耕地災害復旧事業費	10,000	
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	126,000	68,000
林道災害復旧事業費	64,000	25,000
漁港災害復旧事業費	26,000	
土木施設災害復旧費	849,000	192,000
国直轄災害復旧費負担金	56,000	54,000
港湾災害復旧費	95,000	
県単土木災害復旧費	40,000	15,000
財産管理費	388,000	317,000
防災総務費	477,000	572,000

国直轉空港事業費負担金	23,000				13,000	
交 通 対 策 費	6,894,000				1,221,000	
男 女 共 同 参 画 費	30,000				27,000	
臨 時 財 政 対 策 債	42,500,000				41,813,000	
土 木 総 務 費	14,000,000				13,700,000	
諸 施 設 災 害 復 旧 費					2,000	
計	105,219,000				96,822,000	

第4表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	1 総務管理費		—	2,115,000	2,115,000
		廃校舎等解体費	—	89,000	89,000
			—	89,000	89,000
	5 防災救助費		—	2,026,000	2,026,000
		地震災害対策緊急整備事業費	—	26,000	26,000
		—	2,000,000	2,000,000	
3 企画県民文化費	1 企画振興費		—	505,702	505,702
			—	288,238	288,238
		北陸新幹線建設費	—	198,575	198,575
	2 県民文化費	公共交通バリアフリー対策費	—	89,663	89,663
			—	217,464	217,464
		—	217,464	217,464	
4 健康福祉費			2,758,674	2,758,674	



1 高齢者福祉費	介護サービス基盤整備事業費	—	1,066,559	1,066,559
	介護基盤施設等緊急整備費	—	570,103	570,103
	介護基盤施設等緊急事業費	—	496,456	496,456
	2 子育て福祉費	—	933,210	933,210
	次世代育成支援対策費	—	185,562	185,562
	保育環境整備事業費	—	747,648	747,648
	3 障害福祉費	—	758,905	758,905
	社会福祉施設耐震改修等促進費	—	18,150	18,150
	障害者支援施設等整備費	—	740,755	740,755
	6 商工労働費	—	70,473	70,473
1 商工費	産業展示館管理費	—	70,473	70,473
	産業展示館管理費	—	18,750	18,750
	伝統産業工芸館運営費	—	46,998	46,998
	アンテナショップ機能強化事業費	—	4,725	4,725
	8 農林水産業費	335,125	10,096,644	10,431,769

1	農 業 費		—	48,710	48,710
	鳥 獣 害 防 止 対 策 事 業 費		—	20,000	20,000
	県 産 農 産 物 流 通 対 策 事 業 費		—	28,710	28,710
2	畜 産 業 費		—	27,000	27,000
	能 登 牛 1000 頭 生 産 体 制 整 備 事 業 費		—	27,000	27,000
3	農 地 費	200,000	—	3,436,457	3,636,457
	国 営 造 成 揚 水 施 設 等 管 理 事 業 費		—	4,644	4,644
	県 営 ほ 場 整 備 事 業 費	200,000	—	1,552,407	1,752,407
	担 調 手 成 計 等 事 業 費		—	4,001	4,001
	県 営 土 地 改 良 総 合 整 備 事 業 費		—	416,119	416,119
	広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業 費		—	230,105	230,105
	基 幹 農 道 整 備 事 業 費		—	157,541	157,541
	農 村 総 合 整 備 事 業 費		—	56,071	56,071
	農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業 費		—	10,759	10,759

	県営かんがい排水事業費	—	123,528	123,528
	基幹水利施設予防保全対策事業費	—	31,768	31,768
	県営中山間地域総合整備事業費	—	25,857	25,857
	中山間地域総合整備事業費	—	18,856	18,856
	老朽ため池整備事業費	—	326,529	326,529
	用排水施設整備事業費	—	108,226	108,226
	農業用河川工作物応急対策事業費	—	8,536	8,536
	地すべり対策事業費	—	116,698	116,698
	農業用施設石綿対策特別事業費	—	58,506	58,506
	海岸保全施設整備事業費	—	88,686	88,686
	県営震災対策農業施設整備事業費	—	20,000	20,000
	団体営震災対策農業施設整備事業費	—	68,420	68,420
	農村地域防災減災調査設計事業費	—	9,200	9,200
4	林業費	135,125	5,391,376	5,526,501
	造林事業費	—	1,185,352	1,185,352

いしかわ森林環境基金事業費	—	511,500	511,500
森林整備・林業活性化事業費	—	2,288,103	2,288,103
全国植樹祭推進事業費	—	2,988	2,988
林道開設事業費	—	65,696	65,696
県営林道開設事業費	135,125	97,442	232,567
過疎地域代行林道開設事業費	—	70,000	70,000
林道保全事業費	—	1,800	1,800
県有林道保全事業費	—	1,600	1,600
山地治山事業費	—	707,775	707,775
防災林整備事業費	—	270,164	270,164
水源地域整備事業費	—	101,470	101,470
地すべり防止事業費	—	70,741	70,741
災害関連連緊急治山事業費	—	16,745	16,745
5 水産業費	—	1,193,101	1,193,101

9 土 木 費	2 道路橋りょう費	人工礁漁場造成事業費	—	117,896	117,896
		広域型増殖場造成事業費	—	84,112	84,112
		漁港修築費	—	474,488	474,488
		漁港改修費	—	133,754	133,754
		漁港局部改良費	—	203,008	203,008
		漁港機能保全費	—	122,000	122,000
		市町漁港整備事業助成費	—	57,843	57,843
			<b>2,090,000</b>	<b>30,752,836</b>	<b>32,842,836</b>
			1,190,000	17,279,708	18,469,708
			—	1,428,000	1,428,000
	402,000	6,118,000	6,520,000		
	—	296,900	296,900		
	180,000	415,365	595,365		
	—	1,020,460	1,020,460		
	160,000	1,120,429	1,280,429		

雪寒地域道路事業費	—	1,093,463	1,093,463
建設機械整備費	—	12,740	12,740
戦略的橋りょう長寿命化事業費	—	540,927	540,927
道路シールド類長寿命化事業費	—	454,300	454,300
橋りょう長寿命化事業費	—	750,000	750,000
トンネル修繕事業費	—	374,500	374,500
いしかわ広域交流幹線 道路整備事業費	137,000	728,000	865,000
観光石川周遊回廊整備事業費	—	38,000	38,000
安全・安心道路整備事業費	—	58,600	58,600
県水送水管耐震化事業費	311,000	1,315,000	1,626,000
道路受託事業費	—	562,245	562,245
のと里山海道利活用促進費	—	18,400	18,400
緊急地方道路整備事業費	—	392,500	392,500
県単道路特別整備費	—	38,705	38,705

	道路環境改善整備事業費	—	425,140	425,140
	あんしん歩行空間整備事業費	—	10,821	10,821
	県単交通安全施設費	—	67,213	67,213
3 河川海岸費		760,000	7,665,166	8,425,166
	広域河川改修費	500,000	3,534,000	4,034,000
	河川環境整備費	—	7,000	7,000
	情報基盤緊急整備事業費	—	292,000	292,000
	都市基盤河川改修費	—	98,000	98,000
	県単河川改良費	—	5,000	5,000
	河川改良受託事業費	—	70,000	70,000
	堰堤改良費	—	223,528	223,528
	緊急県単河川防災費	—	197,000	197,000
	通常砂防事業費	—	1,580,084	1,580,084
	地すべり対策事業費	—	521,039	521,039
	急傾斜地崩壊対策事業費	120,000	762,819	882,819

	県単土石流対策事業費	—	6,696	6,696
	海岸侵食対策費	140,000	272,000	412,000
	千里浜再生プロジェクト推進費	—	96,000	96,000
4	港湾費	—	786,296	786,296
	港湾修繕費	—	9,700	9,700
	金沢港埋立地整備事業費	—	56,600	56,600
	金沢港大水深岸壁整備促進費	—	76,580	76,580
	港湾改修費	—	196,380	196,380
	港湾補修費	—	165,240	165,240
	港湾環境整備費	—	270,796	270,796
	港湾海岸高潮対策費	—	11,000	11,000
5	都市計画費	140,000	5,021,666	5,161,666
	土地区画整理事業費	—	494,598	494,598
	街路事業費	—	2,770,382	2,770,382



	県単街路事業費	—	28,426	28,426
	中央公園整備費	—	23,060	23,060
	犀川緑地整備費	—	37,820	37,820
	本多の森公園整備費	—	35,696	35,696
	能登歴史公園整備費	—	148,820	148,820
	白山ろくテーマパーク整備費	—	71,564	71,564
	金沢城公園整備費	—	855,600	855,600
	公園施設安全安心対策費	—	412,200	412,200
	県単公園事業費	—	143,500	143,500
		—	1,512,005	1,512,005
11 教 育 費	1 教育総務費	—	22,158	22,158
	3 高等学校費	—	1,361,535	1,361,535
	私立学校振興費	—	22,158	22,158
	金沢商業高等学校整備費	—	340,554	340,554
	金沢桜丘高等学校整備費	—	199,480	199,480

	地震災害対策緊急整備事業費	—	259,454	259,454
	産業教育設備充実費	—	129,500	129,500
	廃校舎解体費	—	432,547	432,547
		—	20,700	20,700
	金沢城石川門保存修理費	—	17,700	17,700
	ふるさと文化財地域活性化事業費	—	3,000	3,000
		—	107,612	107,612
	体育施設整備費	—	107,612	107,612
		—	783,534	783,534
		—	543,878	543,878
	25年発生団体営災害復旧費	—	212,000	212,000
	25年発生林地荒廃防止施設費	—	71,400	71,400
	25年発生林地災害復旧費	—	194,267	194,267
	25年発生県有林地災害復旧費	—	66,211	66,211
	5 社会教育費			
	6 保健体育費			
12 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費			

2 土 災 害 復 旧 設 費					239,656	239,656
	25 年 発 生 土 木 施 設 災 害 復 旧 費				230,000	230,000
	25 年 発 生 県 単 土 木 災 害 復 旧 費				9,656	9,656
合	計		2,425,125		48,594,868	51,019,993

## 平成25年度石川県証紙特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,526千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,644,463千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県証紙特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県証紙特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 4,506,936	千円 △ 676,039	千円 3,830,897
	1 証紙収入	4,506,936	△ 676,039	3,830,897
2 繰越金		1	813,565	813,566
	1 繰越金	1	813,565	813,566
歳入合計		4,506,937	137,526	4,644,463

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙管理費		千円 4,506,937	千円 137,526	千円 4,644,463
	1 証紙管理費	4,506,937	137,526	4,644,463
歳出合計		4,506,937	137,526	4,644,463

## 平成25年度石川県土地取得特別会計補正予算(第2号)

平成25年度の石川県土地取得特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,876千円を追加し、歳入歳出それぞれ635,063千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 18	千円 1,877	千円 1,895
	1 財産運用収入	18	1,877	1,895
2 諸収入		1△	1	—
	1 雑収入	1△	1	—
歳入合計		633,187	1,876	635,063

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地取得費		千円 633,187	千円 1,876	千円 635,063
	1 土地取得費	633,187	1,876	635,063
歳出合計		633,187	1,876	635,063

## 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)

平成25年度の石川県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,162千円を減額し、歳入歳出それぞれ106,138千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
2	貸付金元利収入	86,669	△ 42,113	44,556
	1 貸付金元利収入	86,669	△ 42,113	44,556
3	繰越金	47,130	8,720	55,850
	1 繰越金	47,130	8,720	55,850
4	諸収入	6,434	△ 769	5,665
	1 雑収入	6,434	△ 769	5,665
歳 入 合 計		140,300	△ 34,162	106,138

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	健康福祉費	140,300	△ 34,162	106,138
	1 母子寡婦福祉資金費	140,300	△ 34,162	106,138
歳 出 合 計		140,300	△ 34,162	106,138

## 平成25年度石川県流域下水道特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県流域下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ352,713千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,527,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 平成25年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出補正予算

## 歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び 負担金		千円 2,054,056	千円 △ 309,032	千円 1,745,024
	1 負担金	2,054,056	△ 309,032	1,745,024
2 国庫支出金		333,000	△ 53,725	279,275
	1 国庫補助金	333,000	△ 53,725	279,275
3 繰入金		260,969	△ 16,925	244,044
	1 繰入金	260,969	△ 16,925	244,044
4 諸収入		10,418	59,408	69,826
	1 雑収入	10,418	59,408	69,826
5 県債		222,000	△ 41,000	181,000
	1 県債	222,000	△ 41,000	181,000
6 繰越金		—	8,561	8,561
	1 繰越金	—	8,561	8,561
歳入合計		2,880,443	△ 352,713	2,527,730

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道 事業費		千円 2,880,443	千円 △ 352,713	千円 2,527,730
	1 建設費	744,344	△ 126,826	617,518
	2 管理費	1,370,889	△ 215,731	1,155,158
	3 公債費	765,210	△ 10,156	755,054
歳出合計		2,880,443	△ 352,713	2,527,730



第2表 地方債補正

起債の目的	補		前		正		後	
	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
流域下水道事業費	222,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件により、償還期限を短縮しは借入の都合により、償還を繰上ることができ、及び償還は繰上することによる。ただし、県財政当局の要請により、償還を繰上することとする。	8.5%以内 (ただし、利率見直しを行うに際しては、当該利率) 貸付金で、直した後は、当該利率) 貸付金で、直した後は、当該利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直しを行うに際しては、当該利率) 貸付金で、直した後は、当該利率) 貸付金で、直した後は、当該利率)	借入先の融通条件により、償還期限を短縮しは借入の都合により、償還を繰上ることができ、及び償還は繰上することによる。ただし、県財政当局の要請により、償還を繰上することとする。	
計	222,000				181,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道費			千円 50,148
	1 建設費		50,148
		大聖寺川処理区建設費	34,898
		犀川処理区建設費	15,250
合		計	50,148

## 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計 補正予算(第1号)

平成25年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,804,531千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,239,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算

## 歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 93,125	△ 千円 1,200	千円 91,925
	1 繰入金	93,125	△ 1,200	91,925
2 貸付金元利収入		931,805	△ 170,532	761,273
	1 貸付金元利収入	931,805	△ 170,532	761,273
3 繰越金		1,641,813	△ 1,636,910	4,903
	1 繰越金	1,641,813	△ 1,636,910	4,903
4 諸収入		6,642	8,911	15,553
	1 雑収入	6,642	8,911	15,553
5 県債		370,400	△ 4,800	365,600
	1 県債	370,400	△ 4,800	365,600
歳入合計		3,043,785	△ 1,804,531	1,239,254

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工労働費		千円 3,043,785	△ 千円 1,804,531	千円 1,239,254
	1 中小企業近代化促進費	3,043,785	△ 1,804,531	1,239,254
歳出合計		3,043,785	△ 1,804,531	1,239,254

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 <small>(千円)</small>	起債の方法	利率	限度額 <small>(千円)</small>	起債の方法	利率
中小企業貸付代金 基金	370,400	普通貸借	4.1%以内	365,600	普通貸借	4.1%以内
計	370,400			365,600		

独立行政法人  
中小企業基  
盤整備機構法  
（平成14年  
法律第147号）  
の規定によ  
る。

独立行政法人  
中小企業基  
盤整備機構法  
（平成14年  
法律第147号）  
の規定によ  
る。

## 平成25年度石川県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355千円を追加し、歳入歳出それぞれ52,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 平成25年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		8,199 <sup>千円</sup>	△ 3,948 <sup>千円</sup>	4,251 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	8,199	△ 3,948	4,251
2 貸付金元利収入		22,042	22	22,064
	1 貸付金元利収入	22,042	22	22,064
3 繰越金		4,814	11,030	15,844
	1 繰越金	4,814	11,030	15,844
4 県債		16,028	△ 7,828	8,200
	1 県債	16,028	△ 7,828	8,200
5 諸収入		—	2,079	2,079
	1 雑収入	—	2,079	2,079
歳入合計		51,083	1,355	52,438

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		<small>千円</small> 51,083	<small>千円</small> 1,355	<small>千円</small> 52,438
	1 就農支援資金費	51,083	1,355	52,438
歳 出 合 計		51,083	1,355	52,438

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	償還の方法	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	償還の方法
就農支援資金貸付金	16,028	普通貸借	青年等の就農促進のため の資金の貸付法(平成7年法 律第2号)の規定による。	8,200	普通貸借	青年等の就農促進のため の資金の貸付法(平成7年法 律第2号)の規定による。
計	16,028			8,200		

## 平成25年度石川県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,212千円を減額し、歳入歳出それぞれ16,301千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,511	△ 1,010	501
	1 繰入金	1,511	△ 1,010	501
2 貸付金元利収入		18,421	△ 4,126	14,295
	1 貸付金元利収入	18,421	△ 4,126	14,295
3 繰越金		56,578	△ 56,578	—
	1 繰越金	56,578	△ 56,578	—
4 諸収入		3	1,502	1,505
	1 雑入	3	1,502	1,505
歳入合計		76,513	△ 60,212	16,301



## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 76,511	千円 △ 60,210	千円 16,301
	1 林業改善資金費	76,511	△ 60,210	16,301
2 予備費		2	△ 2	—
	1 予備費	2	△ 2	—
歳 出 合 計		76,513	△ 60,212	16,301

## 平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第1号)

平成25年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,972千円を減額し、歳入歳出それぞれ32,121千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出補正予算

## 歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1,092	千円 △ 471	千円 621
	1 繰入金	1,092	△ 471	621
2 貸付金元利収入		34,229	△ 34,229	—
	1 貸付金元利収入	34,229	△ 34,229	—
3 繰越金		45,771	△ 14,271	31,500
	1 繰越金	45,771	△ 14,271	31,500
4 諸収入		1	△ 1	—
	1 雑収入	1	△ 1	—
歳入合計		81,093	△ 48,972	32,121

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 81,092	千円 △ 48,971	千円 32,121
	1 沿岸漁業改善資金費	81,092	△ 48,971	32,121
2 予備費		1	△ 1	—
	1 予備費	1	△ 1	—
歳出合計		81,093	△ 48,972	32,121

## 平成25年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第2号)

平成25年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805,821千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,655,735千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		10,858,190	779,559	11,637,749
	1 収益事業収入	10,858,190	779,559	11,637,749
2 使用料及び手数料		4,667	△ 338	4,329
	1 手数料	4,667	△ 338	4,329
3 財産収入		89,849	3,254	93,103
	1 財産運用収入	89,845	3,258	93,103
	2 財産売却収入	4	△ 4	—
4 諸収入		897,208	2,156	899,364
	1 雑収入	897,208	2,156	899,364
5 繰越金		—	21,190	21,190
	1 繰越金	—	21,190	21,190
歳入合計		11,849,914	805,821	12,655,735

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 11,849,914	千円 805,821	千円 12,655,735
	1 公営競馬費	11,849,914	805,821	12,655,735
歳 出 合 計		11,849,914	805,821	12,655,735

## 平成25年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第2号)

平成25年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,102千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,068,790千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

## 歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手数料		千円 271,115	千円 18,987 △	千円 252,128
	1 使用料	271,115	18,987 △	252,128
2 繰入金		194,377	2,862 △	191,515
	1 繰入金	194,377	2,862 △	191,515
3 諸収入		64,400	17,674	82,074
	1 雑入	64,400	17,674	82,074

5 繰越金		—	73	73
	1 繰越金	—	73	73
歳入合計		1,072,892	△ 4,102	1,068,790

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,072,892	△ 千円 4,102	千円 1,068,790
	1 管理費	110,151	△ 445	109,706
	3 公債費	662,741	△ 3,657	659,084
歳出合計		1,072,892	△ 4,102	1,068,790

## 平成25年度石川県育英資金特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県育英資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,632千円を減額し、歳入歳出それぞれ328,197千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県育英資金特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 平成25年度石川県育英資金特別会計歳入歳出補正予算

## 歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 16,582	千円 △ 2,496	千円 14,086
	1 繰入金	16,582	△ 2,496	14,086
3 貸付金元利収入		279,591	△ 22,034	257,557
	1 貸付金元利収入	279,591	△ 22,034	257,557
6 諸収入		61,128	△ 10,102	51,026
	1 雑収入	61,128	△ 10,102	51,026
歳入合計		362,829	△ 34,632	328,197

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 教育費		千円 362,829	千円 △ 34,632	千円 328,197
	1 育英資金費	362,829	△ 34,632	328,197
歳出合計		362,829	△ 34,632	328,197

## 平成25年度石川県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,802,848千円を追加し、歳入歳出それぞれ170,104,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県公債管理特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 平成25年度石川県公債管理特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		92,252,517 <sup>千円</sup>	△ 397,152 <sup>千円</sup>	91,855,365 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	92,252,517	△ 397,152	91,855,365
2 県債		56,049,000	22,200,000	78,249,000
	1 県債	56,049,000	22,200,000	78,249,000
歳入合計		148,301,517	21,802,848	170,104,365

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		148,301,517 <sup>千円</sup>	21,802,848 <sup>千円</sup>	170,104,365 <sup>千円</sup>
	1 公債費	148,301,517	21,802,848	170,104,365
歳出合計		148,301,517	21,802,848	170,104,365





## 平成25年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)

## (総則)

第1条 平成25年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)、(3)及び(4)を次のとおり補正する。

## (2) 年間延患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入 院 患 者	192,489人	△ 14,660人	177,829人
外 来 患 者	241,316人	△ 1,602人	239,714人

## (3) 1日平均患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入 院 患 者	527人	△ 40人	487人
外 来 患 者	989人	△ 7人	982人

## (4) 主要な建設改良事業

区 分	既決予定額	補正予定額	計
医療器械等購入費	1,141,480千円	324,686千円	1,466,166千円
県立中央病院整備費	378,000千円	△ 40,692千円	337,308千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	17,005,938千円	5,723,208千円	22,729,146千円
第1項 医業収益	16,392,685千円	△ 46,329千円	16,346,356千円
第2項 医業外収益	613,233千円	△ 30,463千円	582,770千円
第3項 特別利益	20千円	5,800,000千円	5,800,020千円

## 支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	15,659,677千円	5,936,580千円	21,596,257千円
第1項 医業費用	15,450,339千円	△ 109,423千円	15,340,916千円
第2項 医業外費用	195,021千円	239,223千円	434,244千円

第 3 項 特 別 損 失 14,317千円 5,806,780千円 5,821,097千円  
(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「635,190千円」を「714,962千円」に、「632,138千円」を「711,346千円」に、「3,052千円」を「3,616千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 収 入	2,119,128千円	209,179千円	2,328,307千円
第 1 項 企 業 債	1,512,000千円	△ 111,000千円	1,401,000千円
第 2 項 他 会 計 負 担 金	600,118千円	314,729千円	914,847千円
第 3 項 国 庫 補 助 金	7,000千円	2,450千円	9,450千円
第 5 項 寄 附 金	—	3,000千円	3,000千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	2,754,318千円	288,951千円	3,043,269千円
第 1 項 病 院 建 設 改 良 費	1,563,480千円	288,894千円	1,852,374千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,190,838千円	57千円	1,190,895千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条の表中「1,104,000」を「1,034,000」に、「408,000」を「367,000」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条中「7,618,706千円」を「7,598,595千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第 7 条 予算第 9 条中「9,768千円」を「5,809,942千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 予算第 10 条中「5,680,458千円」を「5,632,810千円」に改める。

## 平成25年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)及び(3)を次のとおり補正する。

(2) 年間延患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	127,567人	△ 1,685人	125,882人
外来患者	31,129人	△ 1,150人	29,979人

(3) 1日平均患者数

区 分	既決予定数	補正予定数	計
入院患者	350人	△ 5人	345人
外来患者	128人	△ 6人	122人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	2,909,796千円	1,859,954千円	4,769,750千円
第1項 医業収益	2,366,418千円	△ 40,849千円	2,325,569千円
第2項 医業外収益	543,368千円	803千円	544,171千円
第3項 特別利益	10千円	1,900,000千円	1,900,010千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	2,695,870千円	1,900,920千円	4,596,790千円
第1項 医業費用	2,625,245千円	△ 25,961千円	2,599,284千円
第2項 医業外費用	70,615千円	△ 3,838千円	66,777千円
第3項 特別利益	10千円	1,930,719千円	1,930,729千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「89,363千円」を「105,096千円」に、「89,240千円」を「104,972千円」に、「123千円」を「124千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	269,175千円	△ 14,187千円	254,988千円
第1項 企業債	87,000千円	△ 28,000千円	59,000千円
第2項 他会計負担金	182,165千円	13,813千円	195,978千円

## 支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	358,538千円	1,546千円	360,084千円
第1項 病院建設改良費	129,566千円	1,546千円	131,112千円

## (企業債)

第5条 予算第6条の表中

施設整備費	60,000 <sup>千円</sup>	を	施設整備費	59,000 <sup>千円</sup>	に改める。
借換債	27,000				

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「1,856,333千円」を「1,850,975千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「3,141千円」を「1,904,813千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条中「412,795千円」を「387,235千円」に改める。

## 平成25年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(2)及び(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間有収水量	62,671,230 m <sup>3</sup>	215,313 m <sup>3</sup>	62,886,543 m <sup>3</sup>
区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
固定資産改良費	1,781,634千円	△ 124,244千円	1,657,390千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道用水供給事業収益	6,531,186千円	34,367千円	6,565,553千円	
第1項 営業収益	6,518,780千円	20,311千円	6,539,091千円	
第2項 営業外収益	12,406千円	14,056千円	26,462千円	
支 出				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道用水供給事業費用	5,627,286千円	△ 115,326千円	5,511,960千円	
第1項 営業費用	5,144,962千円	△ 20,271千円	5,124,691千円	
第2項 営業外費用	482,324千円	△ 95,055千円	387,269千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,835,671千円」を「3,697,124千円」に、「2,515,310千円」を「1,415,835千円」に、「206,301千円」を「167,229千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	4,458,289千円	19千円	4,458,308千円	

第4項 固定資産売却代金 ー 19千円 19千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,293,960千円	△1,138,528千円	8,155,432千円
第1項 建 設 改 良 費	4,651,634千円	△ 124,244千円	4,527,390千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,394,326千円	233,716千円	3,628,042千円
第3項 他会計借入金償還金	1,248,000千円	△1,248,000千円	ー

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「554,981千円」を「552,443千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「12,406千円」を「12,237千円」に改める。

## 平成25年度石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度の石川県港湾土地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度石川県港湾土地造成事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(1)及び(2)を次のとおり補正する。

(1) 土地売却

地区名	既決予定量		補正予定量	計
大田工業用地	730m <sup>2</sup>	△	730m <sup>2</sup>	—

(2) 土地貸付

地区名	既決予定量		補正予定量	計
大浜用地	15,049m <sup>2</sup>		15,440m <sup>2</sup>	30,489m <sup>2</sup>
大田工業用地	2,880m <sup>2</sup>		12,095m <sup>2</sup>	14,975m <sup>2</sup>
湊町都市再開発用地	3,112m <sup>2</sup>		2,821m <sup>2</sup>	5,933m <sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額		補正予定額	計
第1款 港湾土地造成事業収益	22,050千円		3,326千円	25,376千円
第1項 営業収益	8,760千円	△	8,760千円	—
第2項 営業外収益	13,290千円		12,086千円	25,376千円

支 出

科 目	既決予定額		補正予定額	計
第1款 港湾土地造成事業費用	11,947千円	△	9,500千円	2,447千円
第1項 営業費用	11,937千円	△	9,500千円	2,437千円

